



山形県公報

平成26年6月20日（金）
第2555号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…721
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…722
- 県営土地改良事業計画の決定……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（最上総合支庁農村計画課）…723
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

### 公 告

- 河川整備計画の変更の書類の縦覧……………（河川課）…724

## 告 示

### 山形県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| ま つ だ ク リ ニ ッ ク   | 山形市桜町二丁目11番15号      | 平成26. 6. 1 |

### 山形県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| ま つ だ ク リ ニ ッ ク   | 山形市桜町三丁目8番32号       | 平成26. 5. 31 |

**山形県告示第603号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|----------------|--------------------------------|-------------------|------------|
| 盲特別養護老人ホーム 和合荘 | 介護老人福祉施設                       | 西村山郡朝日町大字和合422番地1 | 平成26. 4. 1 |
| 小規模多機能いこいのつるかめ | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 天童市小関一丁目2番37号     | 同 4. 8     |
| 在宅支援サービス ゆたか   | 訪問介護<br>介護予防訪問介護               | 酒田市一番町1番地の17      | 同 6. 1     |

**山形県告示第604号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営三郷堰高掬地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（緊急支援型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営三郷堰高掬地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（緊急支援型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
天童市役所
- 縦覧に供する期間  
平成26年6月27日から同年7月28日まで
- その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第605号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営北村地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営北村地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
村山市役所及び東根市役所
- 縦覧に供する期間  
平成26年6月27日から同年7月28日まで
- その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日  
平成26年6月13日

#### 山形県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年6月20日から同年7月3日まで縦覧に供する。

平成26年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 121号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|----------------------------------|------|--------------------|--------|
| 米沢市大字口田沢字前田1508番から<br>同 1524番3まで | 旧    | 20.8メートル<br>} 15.6 | 26メートル |
| 同 上                              | 新    | 16.2メートル<br>} 15.6 | 同 上    |

#### 山形県告示第608号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「鶴岡市上藤島字鎧田畑44番地」 を 「鶴岡市藤島字笹花25番地」 に改める。

##### 附 則

この規程は、平成26年6月23日から施行する。

## 公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により定めた河川整備計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更した河川整備計画の名称  
一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）
- 2 縦覧の場所  
県土整備部河川課並びに置賜総合支庁建設部河川砂防課及び西置賜河川砂防課並びに米沢市建設課、長井市建設課、南陽市建設課、高島町建設課、川西町地域整備課、白鷹町建設水道課及び飯豊町地域整備課